

第4章

機能的で住みよい 都市づくり



1. 計画的な土地利用

現況と課題

小矢部市は、昭和55年3月に用途地域を定め、その後都市化の進展に合わせ、昭和62年と平成8年に用途地域の見直しを行い、適正な土地利用を進めてきています。しかし、近年の厳しい経済状況などにより、用途地域内でも倉庫や小規模製造業、小売業等が点在するなど商業地としての集積が進まず、さらに、空き家がめだつなど、用途に応じた機能が十分に発揮されていない現状となっています。

用途地域と山間部を除いた平坦地のほぼ全域は農業振興地域として、農業の生産振興に向けた基盤整備に努めていますが、農業を取り巻く厳しい環境下で、農業従事者の高齢化や後継者不足等による離農が少なくなく、民間による宅地開発等が各地で行われ、優良農地が年々減少してきています。

このようなことから、地域の実態に応じながら時代の変化に対応した、総合的な土地利用計画の推進が必要となっています。

また、土地利用に関しては地権者や開発事業者などの理解・協力が不可欠であることから、各地域の土地利用区分や

機能など、本市の土地利用の考え方や方針について周知を図り、乱開発などの未然防止に努める必要があります。本市では、これまで大規模な乱開発はみられませんでしたが、今後も市民・事業者の理解を得ながら、秩序ある土地利用の推進に努めなければなりません。

現在、市内では遊休農地をはじめ、活用されずに放置されている土地がみられます。限られた土地を活用し、各地域での機能を強化する土地利用が必要であることから、土地の実態把握や管理の強化に努め、総合的な方針のもと、有効な活用を進めていく必要があります。



用途地域計画

施策の体系

計画的な土地利用

総合的な土地利用計画の推進

秩序ある土地利用

土地の有効利用

主要施策

(1) 総合的な土地利用計画の推進

本市の土地利用に関する基本指針である小矢部市土地利用計画の策定見直しを進めるとともに、まちづくりの方向に対応した都市計画用途地域・地区の見直しや土地利用に関わる各分野計画の見直しなど、総合的、計画的な土地利用を促します。

- 土地利用計画の策定見直し
- 都市計画用途地域・地区の見直し
- 農業振興地域整備計画、森林整備計画等の見直し
- 北陸新幹線建設に伴う周辺土地整備の推進

(2) 秩序ある土地利用

適正な土地利用を促す開発行為の誘導に努めるとともに、市の土地利用方針を広く市民、事業者等に周知・PRし、適正な土地開発、土地利用の促進に努めます。

- 開発行為の誘導適正化
- 市土地利用計画の啓発

(3) 土地の有効利用

地権者の理解と協力を得ながら、遊休土地の活用を努めるとともに、地籍調査の推進や地理情報システムの導入などにより、土地の実態把握や適正な管理に取り組み、限られた土地の有効利用を進める条件整備に努めます。

- 遊休土地の活用
- 地籍調査事業の推進
- 地理情報システム(GIS)*導入の推進
- 法定外公共物*に係る国有財産の譲り受け及び適正管理





2. 魅力ある市街地の形成

現況と課題

高齢化や人口減少が進行する中、小矢部市の中心市街地は空洞化が進み、以前の活力を失ってきています。しかし、本市の特性である美しい自然環境や恵まれた交通立地を生かし、広域的な連携・交流をすすめることにより、新たな発展が可能です。石動・津沢の中心市街地を核に、周辺整備を含めた市街地としての機能を高める総合的な整備が必要です。

また、市街地の活性化のためには、人やもの、情報が盛んに交流するような基盤の整備が求められます。そのため、市内外の交通体系の整備により、交流拠

点としての機能を高めるような新たな都市軸の形成に努めなければなりません。

また、これからの市街地整備においては、住民の生活利便性に加え、都市環境の創造という視点が必要であり、街路樹を含めた街路景観の整備などにより、ゆとりやうるおいのあるまちづくりが求められています。行政による公共空間での景観形成とともに、市民や事業者、関係機関などが一体となった「美しいまちづくり」に取り組む必要があります。



駅南第2土地区画整理

施策の体系

魅力ある市街地の形成

市街地の整備

美しいまちづくり

新たな都市軸の形成

主要施策

(1)市街地の整備

都市計画マスタープランにもとづく、長期的視点に立った市街地の整備を推進します。また、土地区画整理事業等により新市街地の整備を進めるとともに、既存中心市街地の面的な整備を促進するなど、各地区の特性を活かした市街地の形成に努めます。

都市計画マスタープランの推進

土地区画整理事業等による石動駅南地区、石動東部地区の新市街地整備

津沢地区での土地区画整理事業による市街地の面的整備の促進

駅南駐車場を含めた石動駅周辺整備の促進

用途地域内の居住環境の改善



(2)美しいまちづくり

景観条例など景観形成の指針づくりとともに、全市的な取り組み体制づくりを進めます。また、地域の個性を生かした都市景観づくりや、街並みの美観を損なう阻害要因の除去など、地域や関係機関、事業者等の協力による一体的な都市景観形成を進めます。

景観条例の制定など景観形成の指針づくり

総合的な景観形成推進体制の確立

地域の個性を生かした都市景観づくりの推進

景観に配慮した統一性と個性ある公共サインの設置

景観に配慮した広告看板の設置指導

緑の町並みの推奨

関係機関との連携による電線類の地中化等の推進

(3)新たな都市軸の形成

本市のにぎわい拠点でもある石動・津沢両中心市街地の一体的な整備を図る交通アクセスの整備とともに、周辺地域との人・もの・情報の交流を円滑にする交通体系の整備に努め、市内外の多様な交流を促進します。

まちづくり交通計画の推進

石動・津沢市街地の一体的整備を図るための交通アクセス整備

都市計画道路第2千歩島線整備等、広域的な交通体系の整備による交流軸の形成



石動・津沢両市街地を結ぶ国道471号



3. うるおいと機能を 生かした道づくり

現況と課題

小矢部市には、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道の高規格道路3路線が通っており、市内区間では全線が開通、インターチェンジも2カ所あり、広域的な交通体系の“要”となっています。現在、北陸自動車道は全線開通していますが、東海北陸自動車道及び能越自動車道は未供用区間があり、十分な事業効果が現れていません。早期の全線開通が期待されています。

また、広域的幹線機能を持つ国道8号、359号、471号の3路線が市内を通過しており、本市の重要な道路骨格を形成していることから、それぞれに通過する地域の特性に応じた整備を促進していく必要があります。県道については、路線によって広域的な交流を促す幹線道路機能や生活に密着した道路としての機能があり、各機能を生かした整備の促進が必要です。また、車両の大型化や交通量が増加する中、歩道の未設置箇所もあり、特に山間部を中心

に冬期間の雪対策など、安全性の確保に向けた総合的な整備が求められています。

市道については、順次整備を進め舗装率、改良率を高めていますが、今後も生活圏道路を中心に、市民の生活を支える道路として、住民ニーズにあった円滑で快適な道づくりを進めていく必要があります。

また、道路は都市景観の重要な要素であり、うるおい空間づくりの視点からの整備が必要となっています。



小矢部砺波ジャンクション

施策の体系

うるおいと機能を生かした道づくり

うるおいある道づくり

高規格道路の整備促進

国道・県道等の整備促進

市道の整備推進

主要施策

(1) うるおいある道づくり

街路灯の整備や既設歩道のバリアフリー化*など、歩行者の安全性の確保に努めるとともに、街路樹の整備や休憩ベンチの設置等、歩行者の快適空間としての道路環境を形成する施設・設備の整備に努めます。

- 街路灯・交通安全灯の整備充実
- 既設歩道のバリアフリー化*の推進及び歩道の新設
- 街路樹の整備など、緑化の推進
- 休憩ベンチの設置等、うるおい空間・施設の整備
- デザインの統一された案内標識の設置

(2) 高規格道路の整備促進

関係市町村や関係機関との連携を図りながら、東海北陸自動車道および能越自動車道の早期全線開通に向けた働きかけを強化し、本市の恵まれた立地特性を十分に発揮できる基盤の整備に努めます。

- 東海北陸自動車道の早期全線開通に向けた働きかけ
- 能越自動車道の早期全線開通に向けた働きかけ

(3) 国道・県道等の整備促進

「道の駅*」や歴史国道*「埴生エントランス」など、観光・産業・文化をはじめ、多様な分野での地域活性化を促す施設等の整備を促進します。また、県道や都市計画道路第2千歩島線など、幹線道路の整備を促進し、広域的な交通体系の確立をめざします。

- 「道の駅*」の整備促進
- 歴史国道*「埴生エントランス」の整備促進
- 国道8号の整備促進
- 国道359号の整備促進
- 国道471号の整備促進
- 都市計画道路第2千歩島線、社内上野本線の整備促進
- 県道の整備促進



社内上野線(中央町)竣工式

(4) 市道の整備推進

都市計画道路寄島西中野線や鴨島清沢線などの主要幹線市道とともに、公共施設等へのアクセス道路など、日常生活の利便性を確保する身近な生活道路の整備に努めます。また、道路の維持管理の充実を図り、安全性の確保にも留意した道路の整備を推進します。

- 都市計画道路寄島西中野線、鴨島清沢線等、主要幹線市道の整備
- 公共施設、立地企業へのアクセス道路の整備
- 道路維持管理の充実
- 狭隘道路の整備



4. 上水道の整備

現況と課題

小矢部市では、昭和27年の給水開始から現在まで、3次にわたる上水道拡張事業と北部簡易水道事業により給水区域を拡大し、安全な水の供給を図っています。本市の上水道は、平成10年度実績で、平均日配水量7,322m³のうち6,300m³を県営子撫川ダムから、残りを金屋本江第2水源(庄川水系)から供給し、平成11年度現在で、給水人口21,913人、普及率61.6%となっており、安定的な水道水の給水に努めています。

水道供給施設の整備については、大規模な拡張事業は概ね終わっており、現在は老朽化施設の改修、設備更新などの事業を進めています。特に、昭和40、50年代に整備した施設が多いため、漏水や故障から断水の危険性が年々高くなってきており、順次整備を進めていく必要があります。ただし、配水施設の整備には多大なコストが必要であるため、道路改修など関連施策との調整を図りながら、効率的に事業を進める

ことが求められます。

また、阪神・淡路大震災の教訓から、総合的な防災対策の必要性が高まっている中、ライフライン*としての水道においても、災害への対策が必要です。そのため、緊急時にも対応できる施設整備や広域的な連携により、総合的に水の安定供給を図る体制の確立が必要となっています。



施策の体系

上水道の整備

安定した水の供給

主要施策

(1) 安定した水の供給

水の安定供給を支える中央監視システムの整備や、老朽化した配管の布設替えなど配水施設の計画的な整備に努めます。また、災害発生時の給水確保や配水施設の耐震性強化など、給配水体制及び施設整備を進め、恒常的に安定した水の供給体制の確保に努めます。

中央監視システム整備の推進

配水施設の整備推進

第三次拡張事業(津沢・北蟹谷地区)の推進

震災時の給水確保及び配水施設の耐震性強化



子撫川ダム



5. 公園・緑地の整備

現況と課題

小矢部市には、自然と親しめる代表的な公園として倶利伽羅県定公園と稲葉山・宮島峡県定公園があります。倶利伽羅県定公園では、「歴史国道*」整備による遊歩道等の整備が進み、稲葉山・宮島峡県定公園でも「中部北陸自然遊歩道」や「稲葉山ふれあい動物広場」「湯道丸川親水公園」などが整備され、多くの市民や観光客に利用されており、今後は更にその魅力を高める整備や活用が望まれています。一方、水とふれあう場として、小矢部川などでの「水辺の楽校*」の公園計画が進んでいます。

都市環境において多面的な機能を有する都市公園については、これまでも計画的に整備を進めてきておりますが、市民一人当たりの

公園面積は少なく、新たな公園・緑地の整備が求められており、特に市街地周辺で、身近に憩える場・公園の設置が期待されています。

市内には、その他の公園として、地区公園・農村公園などの施設が数多くありますが、子どもたちが安心して遊べる場を確保するため、地区住民の協力を得た既存公園の維持管理の充実とともに、利用ニーズに応じた公園・緑地の整備が必要となっています。



稲葉山ふれあい動物広場

施策の体系

公園・緑地の整備

自然に親しむ公園の整備

公園・緑地の整備

主要施策

(1) 自然に親しむ公園の整備

身近な自然と親しむ公園として、倶利伽羅県定公園および稲葉山・宮島峡県定公園の整備・維持管理の充実を促進するとともに、里山*や水辺空間、「水辺の楽校*」など自然環境を活かした公園の整備を推進します。

「倶利伽羅県定公園」及び「稲葉山・宮島峡県定公園」の整備促進

小矢部川及び石動小学校周辺での「水辺の楽校*」の整備促進

里山*を生かした公園の整備



稲葉山展望台



倶利伽羅県定公園

(2) 公園・緑地の整備

緑の基本計画の推進により、総合的な公園整備や緑化の推進を図ります。小矢部運動公園及び城山公園など、既存の都市公園の整備充実とともに、ポケットパーク*など市街地における憩い空間の整備に努めます。また、緑地の整備やバリアフリー化*など、だれもが安心して楽しめる公園の整備に努めます。

「緑の基本計画」の推進

小矢部運動公園及び城山公園の整備充実

歴史を生かした公園の整備充実

クロスランドおやべの緑化の計画的推進

緑地等子供が安心して遊べる空間の整備

市街地内の憩い空間(ポケットパーク*、トイレ等)の整備

遊具、公衆トイレなど公園施設の整備充実

既設公園のバリアフリー化*の推進

市民による緑化運動の推進

公園施設の維持管理の充実



城山公園

6. 住宅・宅地の充実

現況と課題

小矢部市は、平成7年時点での持ち家比率が約90%と県下でも高い水準となっていますが、急速な高齢化の進行や人口減少、中心市街地の空洞化などから、市街地内でも空き家がめだちはじめています。また、核家族化の進行や生活意識の変化、価値観の多様化などを背景に、住宅に対する考え方は変化しており、多様なニーズに対応した住宅の整備が必要となっています。

そのため、市内外の人が住宅を取得しやすいよう、関連施策との調整を図るとともに、民間の活力の導入などにより、安価で良質な宅地の提供や住宅建設の促進を図っていく必要があります。

市街地内の住宅は老朽化している住宅が少なくなく、一部地域ではこのような住宅が密集しており、防災安全面での問題を抱えています。また、だれもが暮らしやすい環

境づくりへの関心がますます高まっている中、住宅においてもバリアフリー化*など、安全で快適な住環境づくりが必要となってきています。

本市では、平成8年に矢水町第1住宅を建設、平成9年には矢水町特定公共賃貸住宅を整備するなど、計画的に市営住宅の整備を進めてきました。今後は、住民や民間事業者との協力関係のもと、企業誘致などの施策との連携を図り、定住人口の拡大に向けた住宅対策を総合的に推進していく必要があります。



施策の体系

住宅・宅地の充実

宅地・住宅開発の促進

良好な住宅環境づくり

市営賃貸住宅の充実

主要施策

(1) 宅地・住宅開発の促進

住宅マスタープランの着実な推進により、総合的、計画的な住宅・宅地の整備を図ります。また、安価な住宅地の供給促進や新規住宅取得への助成など、転入者の確保も見込んだ多面的な定住促進対策に努めます。

- 「住宅マスタープラン」の推進
- 安価な住宅地供給の促進
- 新規住宅取得者への助成制度の新設
- 企業誘致に伴う住宅の整備充実

(2) 良好な住宅環境づくり

高齢者や障害者などの快適な住環境を実現するバリアフリー化*等の住宅改造や、多世代が同居できる住宅改善などを支援し、だれもが快適に暮らせる住宅づくりを促進します。また、防災や環境に配慮した多面的な住宅環境の形成を促進します。

- 高齢者や障害者に対応したバリアフリー化*等の住宅改造への支援
- 老朽化、密集住宅の共同化等による防災対策の促進
- 多世代住宅への改善支援
- 環境共生住宅の推進

(3) 市営賃貸住宅の充実

市営住宅の建設、整備については、公共賃貸住宅再生マスタープランに則った計画的な公営住宅の整備に努めます。また、シルバーハウジング*などの高齢者への対応とともに、若い世代の定住を促進する特定公共賃貸住宅*の建設を進め、多様な世代の居住ニーズに対応した公共住宅の整備に努めます。

- 「公共賃貸住宅再生マスタープラン」の推進
- 市営住宅建設事業の計画的整備
- 高齢者対応住宅(シルバーハウジング等*)の導入
- 若者定住を促す特定公共賃貸住宅*の建設促進



矢水町第1住宅



7. 交通体系の充実

現況と課題

小矢部市には、JR西日本北陸本線が通っており、平成11年現在、石動駅に特急15本、急行2本、普通(快速含む)52本が停車するダイヤで運行されています。通勤や通学などを中心に、市民の重要な交通手段として利用されていますが、乗降客数は年々減少傾向となっています。現在建設中の北陸新幹線は、21世紀に向けた高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家的なプロジェクトであり、経済的な波及効果が期待されることから、早期開業が望まれています。また、開業後は在来線への運行影響も考えられるため、将来を見据えた運行体制の充実に向け、対策を講じ、公共交通としての鉄道の利便性確保、向上を図っていかねばなりません。

公共バスについては、民営路線バスと市営バスが運行されています。民営バスは、加越能鉄道によって若林線・加越線・嘉例谷線の3路線が運行されていますが、いずれの路線でも平均乗車密度が低下しています。現在の維持対策では市民への負担も少なくなく、路

線維持が困難な状況となっており、新たな対策が必要です。本格的にスタートした市営バス(5路線)には利用率が低い路線もありますが、福祉的活用や市街地活性化の連携など、バスの役割は重要であることから、路線や運行体制についての一層の見直しも含め、その維持・充実が課題となっています。

また、バス利用が困難な地域などでは、実態に応じた新たな交通サービスの提供について検討が必要となっています。



施策の体系

交通体系の充実

鉄道の利便性向上

バス運行体制の維持・充実

その他の交通サービスの充実

主要施策

(1) 鉄道の利便性向上

関係機関との連携により、北陸新幹線の早期建設を促進するとともに、在来線の増便や特急列車の停車本数の増加など、JRへの働きかけを強化し、通勤・通学等の利便性向上に向けた運行体制の充実を促進します。

北陸新幹線早期建設促進

通勤、通学等の利便性向上に向けた運行本数の増加要望

特急列車の停車本数の増加要望

(2) バス運行体制の維持・充実

既存の民営路線バスの運行体制維持に向けた対策を推進するとともに、民営路線バスの補完機能として、市民の利便性の確保・向上を図る市営バスの運行体制の充実に努めます。また、中心市街地への人の流れを誘導するなど、地域の活性化を促す市営バスの効果的利用の推進を図ります。

民営路線バスの運行維持対策の推進

市営バスの効果的利用の推進

(コミュニティバス*、中心市街地活性化との連携など)



(3) その他の交通サービスの充実

各地域の交通事情を把握し、需要と供給のバランスを考慮しながら、民間との連携により、実態に応じた交通サービスの導入を促進し、地域による交通利便性の格差是正に努めます。

地域の実情に応じた交通サービスの導入促進(乗合タクシー*、介護タクシー*など)